

令和6年3月
第3回（定例）

香芝市教育委員会
追加議案

目 次

議第 7 号	令和 6 年度学校産業医の委嘱について	1
議第 8 号	市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 3 の規定に基づく協議について	3
議第 9 号	令和 6 年度香芝市教育委員会事務局職員、幼稚園教職員及び用務員の人事について	6
諮第 1 号	令和 6 年度認定こども園職員の人事について	1 8
議第 1 0 号	香芝市議会議員への通告について	2 1

議第 7 号

令和 6 年度学校産業医の委嘱について

令和 6 年度学校産業医の委嘱について地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項第 4 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

令和6年度 学校産業医

学校名	産業医
下田小学校	
香芝中学校	

議第 8 号

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議
について

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議について、別紙協議書のとおり協議を行うことについて、委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 28 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

(別紙)

市長と教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務従事に関して、協議した内容は次のとおりである。

(市長の事務を補助する職員の兼職)

第1条 指導主事（保育所長又は認定こども園園長兼務の職員に限る。）は、教育部こども課職員を兼ねる。

(協議)

第2条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。

附 則

- 1 この協議は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 市長と教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議書（令和5年9月22日合意）は、廃止する。

令和 年 月 日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市教育委員会

香 人 第 1 0 0 号
令和6年3月25日

香芝市教育委員会 様

香芝市長 福岡 憲宏



職員を教育委員会の職員と兼務させることについて（協議）

標記の件につきまして、地方自治法第180条の3の規定により、職員を教育委員会の職員と兼ねさせることについて、（別紙）協議書（案）につきまして協議願います。

以 上

議第 9 号

令和 6 年度香芝市教育委員会事務局職員、幼稚園教職員及び用務
員の人事について

令和 6 年度香芝市教育委員会事務局職員、幼稚園教職員及び用務員の人事に
ついて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2
号）第 2 5 条第 2 項第 4 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

諮第 1 号

令和 6 年度認定こども園職員の人事について

令和 6 年度認定こども園職員の人事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 7 条第 1 項の規定により意見を求める。

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

議第 1 0 号

香芝市議会議員への通告について

香芝市議会議員への通告について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条に基づき、委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉